

第2章 カントリーレポート：ニュージーランド

玉井哲也

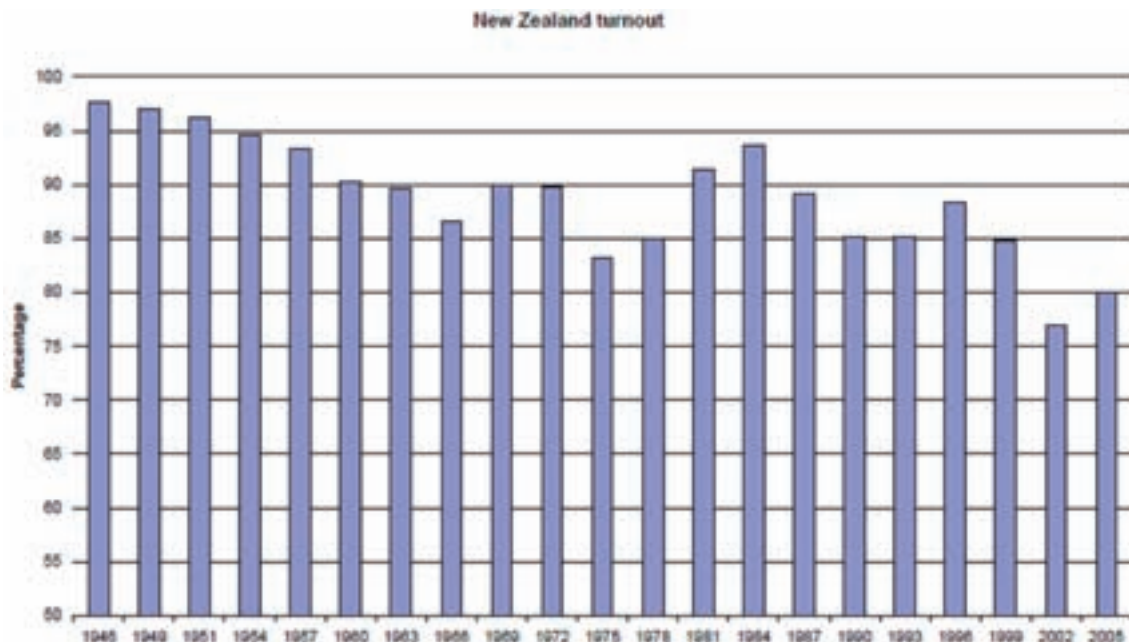
1. 政治・経済の状況

(1) ニュージーランドの政治体制と政治状況

ニュージーランドは立憲君主国であり、元首はイギリスのエリザベス2世陛下であって、総督がその名代を務めている。

議会は一院制で定員122名、任期は3年である。緑の党など小規模政党が幾つか存在するが、基本的に国民党と労働党の二大政党制である。選挙方式は、小選挙区制であったが、1996年の総選挙から、小選挙区・比例代表の併用制に変更となった。2008年11月の総選挙で、国民党が労働党を押さえ議会第一党となり、9年ぶりに政権を奪回した。

ニュージーランドでは、投票は自由であるが、強制投票（投票しない場合に罰金が科せられる）を採用するオーストラリア並の95%前後の投票率を1950年代までは達成していた。その後も1990年代まで、85%ないし90%の投票率を維持していたが、2002年には77%へと急激に落ち込んだ（第1図）。2005年も80.9%にとどまり、2008年の選挙でも79.5%であった。



第1図 ニュージーランドの国政選挙の投票率

出典：Parliament of Australia (2005).

議院内閣制をとっており⁽¹⁾，議会での第一党の党首が総督の要請により首相となり，首相の推薦に基づき，総督が各大臣を任命する。大臣は議会に対して責任を負う。各大臣は，首相から与えられたそれぞれの担当分野について，対応する省庁の支援を受けて任務を行う。省庁では，事務次官に当たるチーフ・エグゼクティブが，大臣から，達成すべき業績を指摘されそれに必要な権限（人事，設備，予算等）を付与される。各省庁では，権限の範囲内で必要な人材を自由に雇い，組織体制の変更も柔軟にでき，予算の使用についても自由度が大きいとされる。チーフ・エグゼクティブの採用は行政サービス委員会（State Service Commission）が，必要な能力・資質等について大臣からも意見を聞きつつ行う。チーフ・エグゼクティブは，行政サービス委員長と期間の上限 5 年以内で雇用契約を結ぶ。こうした任用により，行政府の政治からの中立性を保つこととなっている。

（２）ニュージーランドの経済

ニュージーランドは南半球でオーストラリアの東方に位置し，南北 2 つの島を主体として，面積は 26.8 万平方 km，人口約 427 万人（2008 年 6 月末現在）である。人口は 3 対 1 の割合で北島に集中している。2007 年度（～2008 年 3 月）の GDP は名目ベースで 1,781 億ニュージーランド・ドルである。

ニュージーランド経済は，1950 年代，1960 年代には完全雇用を達成し，平均毎年 4% の GDP 成長を続けていた。ところが 1970 年代の石油ショック以後低迷が続き，それに対処するために各種の保護と規制を導入したが，これが公的部門の肥大化や財政収支の悪化を招くとともに経済効率を低下させたとの批判があった。

そうした状況のなかで，1984 年 7 月，それまでの国民党にかわり，労働党が政権をとると，突然経済改革を開始した。労働党ロンギ政権は，保護と規制が経済向上の妨げになっているとの認識に立ち，ロジャー・ダグラス蔵相を中心に，徹底した「小さな政府」を目指す，自由主義・競争主義・市場主義の改革を行った（ロジャーノミックス）。短期間で多くの規制の撤廃，補助の廃止が行われ，貿易・為替・資本を自由化し，国営事業を一旦国営会社に転換した後に民営化し，公務員を削減，そして財・サービス税の導入を行った。農業に関しても，徹底した補助の削減と規制緩和が行われた。急激な改革が可能であった理由の一つとして，1984 年の総選挙が予想よりも大幅に早く行われたため，労働党は選挙公約を用意する時間がなく，政権担当後は公約に縛られずフリーハンドで政策を打ち出すことができた，とも言われる。

1990 年末には国民党が政権をとるが，規制緩和，自由化の改革は引き継がれ，雇用契約法を制定して労働組合が労働条件に関与する度合いを弱めて労働の柔軟化を図り，社会保障を削減するなどの政策が進められた。こうした改革の結果，ニュージーランドは規制経済から，世界でも最も規制の少ない経済に変貌し，これにより経済の活力が高まったとされ，日本でも注目された。

しかし，一方では，経済効率は必ずしも向上しなかったという議論もあり，所得格差の拡大や医療へのアクセスの悪化，金融サービスの低下，学生負債の増大などの問題も指摘

された。

1999 年 12 月からの労働党政権では、「これ以上の民営化計画は中止する」として、市場偏重の姿勢から方向転換し、2000 年に雇用契約法を廃止した。国営の郵政事業が再編されて生まれたニュージーランド・ポスト（郵便事業）は民営化されず国営企業のままの状態が続いており、ポストバンク（元の郵便貯金）は 1989 年に民間銀行に売却されたが 2002 年に再国有化（キウイバンク）されるに至った。国営から民間に売却されていたニュージーランド航空は経営危機に陥ると 2001 年に政府が資本の買い戻しを行った。

2001 年度以降 2008 年度まで、ニュージーランド経済は、おおむね 3%以上の GDP 成長率を達成し、失業率も 5%余りから低下を続けて 2008 年度には 3.7%にまで下がっていた。しかし、2008 年 8 月に発生した世界金融危機を受け、また、それに先立ち干ばつにより農業生産が低迷したことから、季節調整後の GDP の伸びは 2009 年 3 月までの 5 四半期連続してマイナスとなった（2009 年第 2 四半期は僅かながらプラスに転じている）。2008 年後半から経済見通しは次第に下方修正された。その後、若干上方修正されたものの、2009 年 12 月の財務省資料（2009 Budget, Half Year Economic and Fiscal Update）では、2009 年度の成長率を同年前半の予測より若干低い-1.1%、2010 年度を-0.4%と予測し（同年前半予測では-1.7%）、プラス成長に転じるのは 2011 年度からと予測している。失業率も 2009 年度で 5.0%、2010 年度で 7.0%としている

2. ニュージーランドの農業・農業政策

(1) ニュージーランドの農業政策

1) ニュージーランドの農業の成立と発展

ニュージーランドにヨーロッパからの入植が盛んとなり本格的に農業開発が行われるのは19世紀半ばからである。それ以前は、先住民であるマオリによる焼畑耕作が行われていた。当初は、メリノ種の羊を導入し羊毛生産を目的とした大規模牧羊農場が成立した。また、当初は、羊毛の輸出を別にすると、羊・牛に穀物・ジャガイモを組み合わせた自給的農業であったが、1870年代前半の羊毛価格の暴落を機に、小麦・大麦も輸出用として栽培されるようになり、1880年代、英国との間に冷凍船が導入されると、乳製品や肉類の輸出が本格的に行われるようになる。そして、農地開発のために大規模森林伐採が始まったが、1910年頃までに農業開発と草地造成はほぼ終了した。なお、穀物生産は19世紀末から衰退し、輸出産業ではなくなっていく。

20世紀に入ると、第1次世界大戦から第2次世界大戦の時期に、英国の食料基地として発展した。1945年以降も英国への輸出が引き続き行われ、羊毛、乳製品、食肉ともに好調な時期が続いた。しかしながら、英国が1973年、EUに加盟すると、それまで続けてきたような英国市場に向けての特恵的な輸出が出来なくなり、英国と地理的に近接するうえ関税無しで英国に輸出できることとなったEU諸国と競争しなければならなくなった。このため、輸出先として、アジア、中東など新たな市場を開拓し、また、加工乳製品の多様化とともに、鹿、山羊、馬の飼養、果樹園芸農業など、多様化を進めた。

2) 農業政策の沿革

ニュージーランドでは、現在、政府による農業補助がほとんど行われておらず、OECD諸国の中でも群を抜いて農業の規制緩和と自由化が達成されている。しかしながら、ニュージーランドの農政が最初からそうであったわけではない。ここでは、1980年代半ばの規制改革に至るまでの農業政策の経過を概観する⁽²⁾。

ニュージーランドでは、19世紀半ばの農業開発開始の時期に、政府がマオリの土地を入手し、欧州からの農業入植者に販売を行った。

その後、外来の病気が畜産被害をもたらし、また、雑草が大きな問題になったことから、1870年代から、政府による国境管理と検疫措置が厳しくなった。

1880年代に冷凍輸出が開始すると、政府も英国向け輸出や製品の多様化を奨励した。また、この時期、大規模農場を分割し、小農を育成する動きを示した。そして、1900年から農業省が、土の分析と肥料・牧草の研究を開始するなど、政府は、特に牧草の改良の研究に資金提供を行った。

第1次世界大戦終了後は、退役軍人の処遇としてこれを農業定住させるべく、政府が土地を購入し、農場取得資金を低利で貸付けた。ところが、これにより農地需要が増加し農

地価格が上昇する一方で、1920年代前半に、農産物価格の下落が起こり、借金の返済不能となった退役軍人農民は農業からの退出を余儀なくされた。

第1次世界大戦を機に、食料等の確保を必要とする英国政府が1921年まで肉、羊毛、乳製品の輸出をすべて固定価格で買い上げることとなっていたため農産物が増産されたが、その後英国による全量買い上げがなくなると、販売調整の必要が生じ、政府は、食肉ボード、乳製品ボードを設立して英国向け販売を調整した。1936年に当時の労働党政権は第一次産品販売法を導入し、政府が第一次産品を固定価格で購入し販売を管理することとし、この措置は広く乳製品に用いられた。

このほか、1920年代には、現地で農業の技術指導・助言をする「field instructor」が導入され、1930年代前半には、農家の借金を軽減する法律が制定、1938年に輸入免許制が導入されるなど、戦間期に政府による農業支援が拡大した。

第2次世界大戦中は、戦前から引き続いて、農業金融、農業販売における政府の役割が拡大し、1939年には、食肉と乳製品輸出を長期的に購入するとの合意を英国から得た。その一方で、1940年にはチーズ製造を優先し、1942年にはバター生産を優先するなど、英国政府の要請に従っての生産を行った。1942年、43年は、ニュージーランドに駐留する米国兵士向けに野菜生産を行い、欧州産にかわるものとして麻を生産した。

第2次世界大戦直後は、英国がニュージーランドからの輸出品を可能な限り欲する状態が続いていたので、政府は生産拡大に力を注ぎ、荒地地の開発、特に南島での灌漑開発等を進めた。ところが、1950年代末から、英国のEU（当時はEEC）への加盟準備が進み、英国との輸出合意が危うくなる。1960年代、70年代初期、政府は、生産物の多様化を奨励する一方で、補助を拡大し、また、英国市場を維持しようと努めたが、英国は1973年ついにEUに加盟した。英国のEU加盟により英国市場を喪失したことに、1973年の石油ショックによる経済の低迷が重なったことで、農業への補助の拡大には更に拍車がかかることとなった。

このように、ニュージーランドの農業経済は、第1次世界大戦を機に保護主義政策が導入され、保護主義政策は、戦間期、戦後を通じて継続し、拡大してきた。

この結果、1984年時点では、政府による保護が、農業総産出の30%にのぼる水準となっており、農業は政府に依存する産業となり、補助の水準が相対的に低い牛肉の生産が抑制されるなど、資源配分の不適正が生じていた。また、補助を反映して生産が拡大されたこと等により、土壌浸食など環境悪化につながったほか、地価が上昇して農家負債額の増大を招いた。こうした生産の非効率やコストの上昇、国際価格から隔離されたために輸出市場情勢を反映した生産の変更ができないことが、国際競争力の喪失をもたらしていた。

3) 1980年代半ば以後の改革

1984年の労働党政権成立以後、1997年にかけて、ニュージーランドは市場志向での激しい経済改革を行い、その一環として農産物への補助金政策についても徹底した削減・廃止を行った⁽³⁾。

農業政策の改革は急速に進められ、1984 年予算で、農業も他産業と同じペースで補助削減をする原則、価格支持等を廃止し市場原理に基づくこととする原則を規定し、1985 年 12 月には農家への税制優遇措置を 5 年で撤廃することを表明した。1980 年代後半の 6 年間で、肥料補助、税制優遇措置、優遇金利、害獣・雑草駆除支援をはじめとするほとんどの農業支持が撤廃された。

ニュージーランド政府が行っていた農業保護の 3 つの類型ごとで、廃止された補助の例を示すと以下のようなものがある。補助の多くが、改革開始後直ちに、ないし 2 年以内に廃止されている。

- ① 価格支持：為替レート政策、産物の価格支持、販売ボード等による規制・管理
 - ・ 補足的最低価格制度：1978 年開始、国際価格低迷下で羊毛、食肉、乳製品の価格安定を保証。1984 年廃止
 - ・ 食肉ボードの価格安定措置：1976 年開始。1985 年、措置への政府補助廃止
 - ・ 乳製品ボードの価格安定措置：1938 年開始。1985 年、措置への政府補助廃止
 - ・ 羊毛ボードの価格安定措置：1976 年開始。1985 年、措置への政府補助廃止
 - ・ 小麦ボード：1965 年設立。1987 年廃止
- ② 農業の投入への直接補助金
 - ・ 肥料補助、石灰補助：1965 年開始。1984～86 年で漸進的に撤廃
 - ・ 資金の低利融資：1984 年、RBFC（農村銀行）の金利を市場利率まで引き上げ。1988 年、RBFC を民間に売却
- ③ 生産量拡大を支援：生産要素である土地・労働・資本に補助。例えば、条件不利地の開拓や灌漑への補助、農家借り入れへの低金利、農業投資への優遇税制、輸出検査・研究開発・普及などのサービスについての政府によるコスト負担。
 - ・ 家畜インセンティブ制度：1977 年導入、家畜を殖やすことを奨励。1985 年廃止
 - ・ 土地開発奨励融資：1978 年導入、低生産性の土地を開発するための低利融資。1985 年廃止
 - ・ 投資の税制優遇：1985 年廃止
 - ・ 害獣（ウサギ）駆除補助金：1947 年導入。1984 年以後漸進的に撤廃
 - ・ 灌漑補助：1988 年撤廃

更に、政府機関は、食肉検査、動物健康検査、検疫、普及サービスに料金を課し、サービス提供に要する経費をすべてその料金収入でまかなうこととした。このようにして、1990 年までに、農業は経済の中でもっとも規制緩和された部門となった。

改革が開始された最初の 3 年間は、為替の変動制が導入されたことに伴うニュージーランド・ドルの下落が農産物輸出にとって有利に作用したものの、補助金が廃止されたことにより、収入の多くを政府補助に頼っていた農場の利益は激減し、農家は支出を大幅に切り詰めた。1986 年には、政府の補助を求めて、農家の 3 分の 1 が国会に抗議のデモ行進を行った。それでも、政府は農家の負債処理について支援したものの、改革の姿勢を貫いた。

それに続く3年間では、市場に適応し、国際価格シグナルに反応した生産、経営管理が行われるようになり、リスク管理、経営多角化（鹿、園芸、林業、山羊）が導入されて、業界の改革、効率化が進んだ。また、規制緩和により輸入資材等のコストが下がったことも寄与して、第一次産業部門、特に酪農の国際競争力が増大した。

農業部門の総要素生産性の伸びは、改革以前の1972年から1984年は年平均1.5%であったのに対し、1984年から2004年の間は年平均で2.5%上昇した（オーストラリア農業資源経済局他(2006)）。

4）現在の農政

1980年代半ば以後改革の結果、農業への直接的な支持政策はほとんどなくなり、経済協力開発機構（OECD）が作成している農業保護の指標であるPSE（生産者支持相当）は、1986～1988年平均で10%であったものが、2007年にはわずか0.7%となっている。WTO通報に従えば、削減義務の対象となる補助金（AMS）の支出は1995年以後皆無となっており、削減義務の課されない一般的サービスとしての補助金（緑の補助金）のみが支出されている（第1表）。

第1表 ニュージーランドの農業補助金

（百万NZドル）

分類	2006年度(2005年7月～2006年6月)		2007年度(2006年7月～2007年6月)	
	国	地方	国	地方
基準・認証	11.130	0.000	14.160	0.000
病虫害対応	100.522	23.727	92.635	28.285
研究	81.497	0.000	130.302	0.000
インフラ	0.013	55.256	0.015	54.086
普及・助言	0.000	0.000	0.563	0.000
災害救済	8.131	0.000	0.529	0.000
環境保全	1.401	0.000	1.238	0.000
土壌保全	0.000	18.316	0.000	22.407
主体別計	202.694	97.299	239.442	104.778
年度計	299.993		344.22	

出典:WTO文書 G/AG/NZL/52 Domestic Support: New Zealand2008.10.28.

注. AMSは2006年、2007年ともゼロ。上記支持は全て「一般サービス」に該当。

農業を担当するのは、農林省である（水産は、別途漁業省が担当する）。省庁別予算で見ると、農林省は、1,097 百万ニュージーランド・ドルであり、国家予算全体の1.17%である（2008/09年度。ニュージーランドの財政年度は7月から6月）。

農林省の主たる役割は、政策助言や検疫・認証等に限定されている。

1984年の改革以前は、農業研究、認証、企画・基準、病気診断、病虫害駆除、疾病対応、普及、災害対策、政策助言、融資、政府補助、生産者・販売ボード、灌漑、会計管理など、広範な業務を行っていたが、いまでは、民間で提供できるサービスは提供しないこととなっている。更に、検疫や認証について、基本的にそのコストを利用者から100%回収する。

かつては普及事業が農林省の仕事の中心の一つであったが、いまでは全く行われていない。農業生産技術の提供は民間の事業となっているばかりでなく、費用は受益者が全額負担し、政府資金による補助は行われない。研究に関しても、1990年代初期、農業省と科学・産業研究省から研究部門が分離し、民間化された。

政府の役割は、生産者・販売ボードが国際市場のシグナルを国内生産者に正しく伝えるよう注意し、国際交渉で市場アクセスを求め、検疫等を行うことであり、リスク管理や経営戦略は業界・農家に任せる、ということになっている。

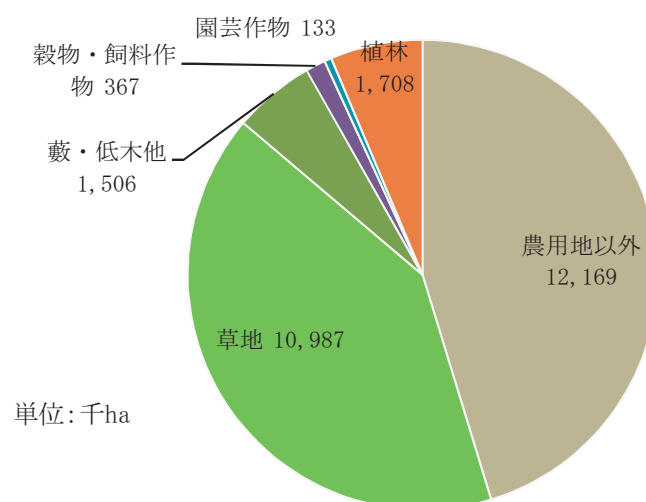
職員数は、1984年の改革以前には5,600人であったが、現在では約1,200人である（2008年6月末現在）。農林省が2009年4月に公表した業務推進方針⁽⁴⁾では、農林省が対応する分野として、農林政策助言、動物福祉、原生林管理、気候変動、契約・補助金・資産の管理、民間で提供困難なサービス（地域振興）、バイオセキュリティ政策、バイオセキュリティの認証・保証、バイオセキュリティの監視と侵入病虫害等への対応、国境検査、を挙げている。そして、技術革新・研究・人材育成による農業の生産性の向上、病虫害の国境を越えた侵入の阻止、国際対応として農業保護主義との戦い、動物福祉、気候変動への対応や温室効果ガス排出量の削減（ニュージーランドの温室効果ガス排出の49%は農業を発生源とする）、を重視する姿勢を示している。

（2）ニュージーランドの農業の概要

ニュージーランドの国土（第2図）は北島と南島に分かれ、比較的山がちであり、特に南島は3,000mを超える山々が連なるサザン・アルプス山脈が西岸寄りを南北に走る。気候は温暖で降雨の信頼性は高い。総面積約27万平方kmの55%に相当する、約15万平方kmが農用地である。農用地の大半が草地、低木地などで、広く放牧が行われている（第3図）。なお、灌漑整備されているのは農用地面積の4%程度に相当する619千haであり、酪農や園芸作物で灌漑整備されている割合が大きい。全国が16の地区（region）に分かれている⁽⁵⁾。



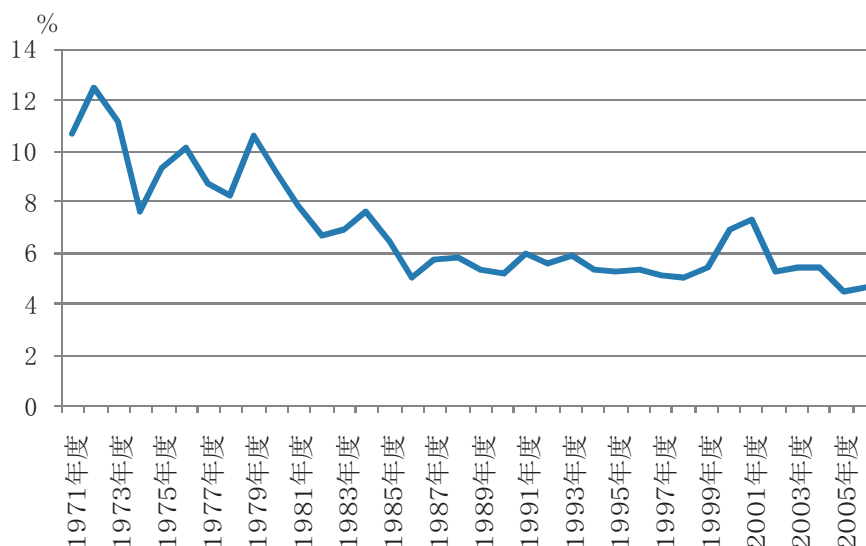
第2図 ニュージーランドの地域区分



第3図 国土の用途別面積

出典: Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census.

ニュージーランドの農業は、いまでも財輸出額の過半を占める重要な地位を有するが、国民経済に占める地位は 2008 年度（～2009 年 3 月）の国内総生産（GDP）総額 134,178 百万ニュージーランド・ドルに対し、農業は 6,487 百万ニュージーランド・ドル⁽⁶⁾で 4.8%にとどまる。GDP に占める農業の割合は、1966 年の 14%（オーストラリア農業資源経済局他(2006)）からは大きく低下してきた。最近の動向を見ると、対 GDP シェアは 1980 年代半ばまで低下を続けてきたが、それ以後は横ばいとなっており、5%程度で安定している（第 4 図）。1980 年代半ば以後、経済全体についての規制改革が行われ、その一環として農業に関しても徹底した保護の削減等が行われたわけであるが、その結果、農業の体質強化、生産性向上につながり、地位の低下を押しとどめた、と見ることもできる。規制改革については、必ずしも生産性向上をもたらさなかったという批判もあるが、農業については一般的に改革が成功したと評価されるゆえんでもあろう（第 4 図）。雇用に占める農業の割合は、1995 年の 9.7%が 2007 年には 7.2%となり、減少傾向にある。



第 4 図 名目ベースの GDP に占める農業の割合

出典：Statistics New Zealand, National Account, 2008 年 9 月四半期のデータから筆者作成。

農業の中心は酪農，牛肉等の畜産，次いで果樹等の園芸農業である。農家戸数（第 2 表）からみても、畜産は総農家戸数の 7 割を占めて圧倒的な地位にあり、園芸農家戸数がそれに続いている。羊頭数は南北とも同程度であり、乳牛、肉牛は北島の方が多く、豚、鹿は南島に多い。

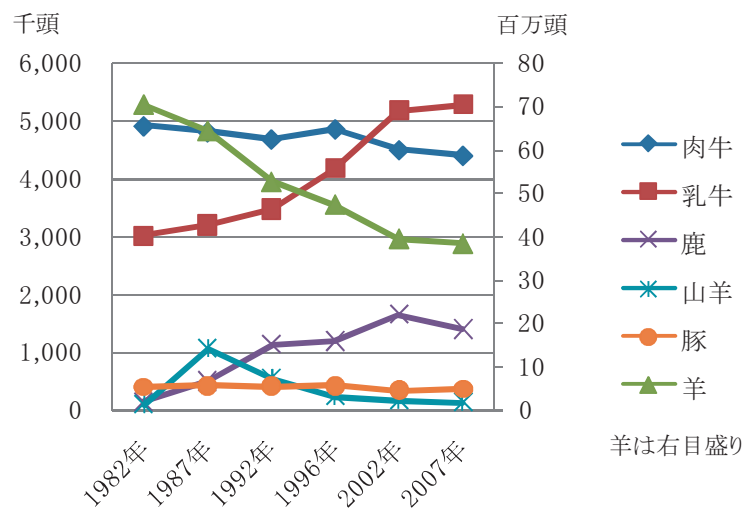
商業的牧畜業が農業の中核となったのは、国土が山がちで耕地化困難な地形の部分が多かったことが理由の一つと考えられる。ニュージーランド農業の創始期に中心となったのは羊毛であり、羊の飼養頭数は現在でも 4,000 万頭と、他の畜種に比べて圧倒的に多いものの、近年は一貫して減少を続けている。ラム肉生産が重視されており、羊毛生産を目

的とするメリノ種の羊はいまや2%程度にとどまり、今日では毛肉兼用種が主体となっているとされる（菊地(1998)）。羊に代わって飼養頭数を伸ばしてきたのが、乳牛及び鹿である（第5図）。

第2表 農家戸数（2007年6月30日現在）

種別	戸数
園芸	10,722
穀物等	2,409
酪農	11,400
酪農除く畜産	33,435
林業	4,863
その他	513
計	63,336

出典：Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census より集計。

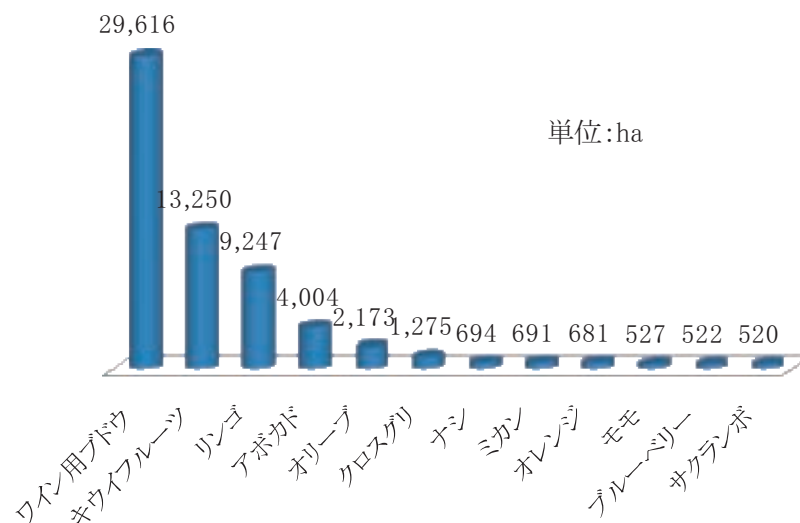


第5図 家畜飼養頭数の推移。

出典：Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census より作成。

注．1997年はデータが欠落。

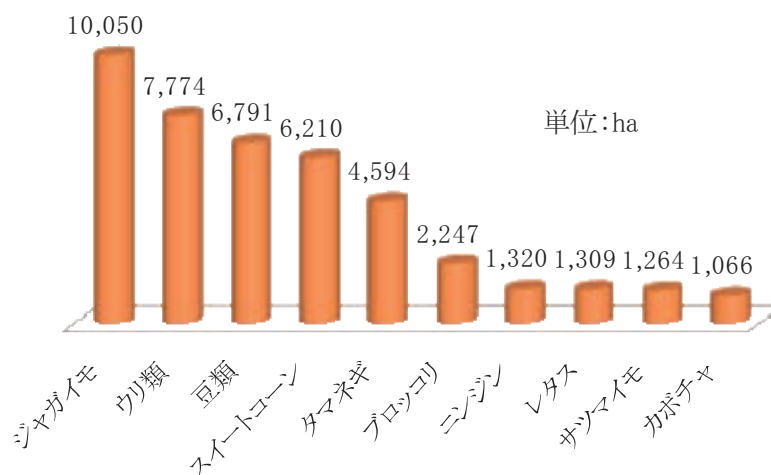
果樹は、ワイン用ブドウ、キウイフルーツ、リンゴ、アボカドなどを産し、北島で大部分が作られている。オリーブまでの上位5品種で果樹栽培面積の大部分を占める（第6図）。



第 6 図 果樹の作付面積（2007 年）

出典：Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census より作成.

野菜は、北島・南島で多様な野菜を生産し、面積では、ジャガイモ、ウリ類、豆類、スイートコーン、タマネギが多い（第 7 図）。



第 7 図 野菜の作付面積（2007 年）

出典：Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census より作成.

穀物生産は、小麦、大麦、メイズがほとんどを占める（第 3 表）。大部分が南島に集中しているが、メイズだけは北島が主である。

地区（region）別の特徴としては、北島の Waikato では乳牛の 3 割を飼養しており、Auckland では施設トマトの 62%、タマネギの 3 分の 1 を栽培、Bay of Plenty はキウイフルーツ栽培面積の 77%、アボカドの 55%と圧倒的なシェアを有する。Gisborne ではオレ

ンジの 74%，ミカンの 44%が作付けされており，リンゴは Hawkes Bay で 56%，Tasman で 26%のシェアがある。南島の Canterbury では，平野部が多いこともあり，最大の農用地面積を有していて，小麦生産量の 91%，大麦生産量の 82%をあげるほか，羊，鹿，豚の飼養頭数，オート麦，オリーブ，ジャガイモ，豆類，ニンジン等の作付面積でもトップである（数値はいずれも，Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Census による）。

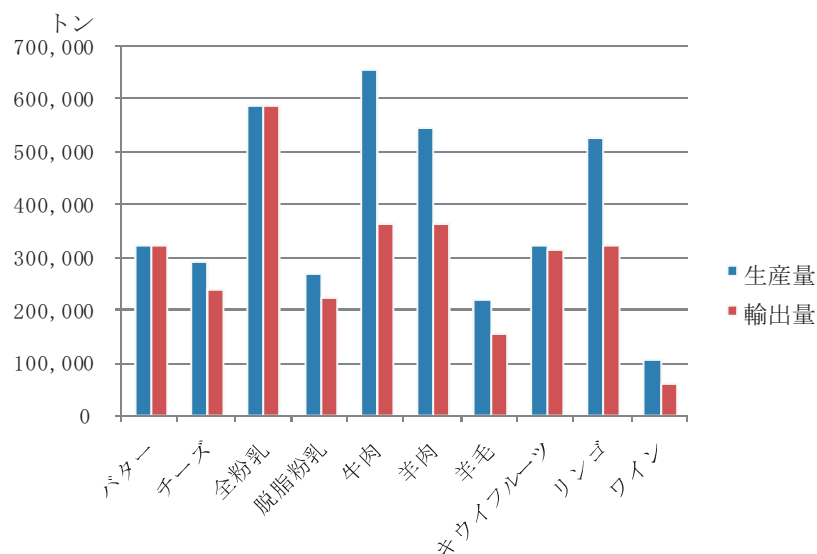
第 3 表 穀物の栽培面積・生産量並びに輸入量

(トン, ha)			(トン)	
作物	生産量	面積	輸入穀物	輸入量
小麦	344,434	40,538	小麦	343,680
大麦	335,627	51,481	ソルガム	36,182
メイズ	185,627	17,030	コメ	40,348
オート麦	27,531	5,773	メイズ	8,728

出典: Statistics New Zealand, 2007 Agricultural Production Census及びUncomtrade.

注. 生産量、面積は2007年6月30日までの1年間。輸入量は2007年暦年。

ニュージーランドの主要農産物は輸出依存度が極めて高い。第 8 図は，主要な乳製品，食肉，羊毛，園芸作物について，2005 年の生産量と輸出量を比較したものである。生産量の大部分が輸出されていることが窺われる。なお，食肉については，生産量が枝肉ベースであるの対し，輸出量は主として骨を取り除いた製品ベースのものであるため，生産量と輸出量との実際の差は，このグラフの見かけ上よりも小さい。豚肉及び鶏肉は，もっぱら国内市場向けの生産が行われている。



第 8 図 主要品目の生産量と輸出量 (2005 年)

出典: FAOSTAT のデータより作成。

なお，ニュージーランドでは遺伝子組換え作物 (GMO) の栽培は行われていない。GMO

については、Hazardous Substances and New Organisms Act 1996 により、規制されており、環境への放出に関しては、環境リスク管理庁による条件付きの許可が必要とされるところ、2009 年 6 月現在の、同庁の登録リストには、農産物で許可を受けたものは掲載されていない。

（３）農業への外国直接投資について

ニュージーランドは外国投資に開放的立場をとり、差別することなくこれを促進している。世界銀行の評価で、2008 年において、事業のしやすい国としてシンガポールに次ぐ第 2 位の総合評価を得、事業の開始、投資家保護では第 1 位である（World Bank (2009)）。

ニュージーランドは、Overseas Investment Act 2005 により、特別の利益が関係する分野に関してのみ海外直接投資を審査するとの立場である。投資に際して事前にニュージーランド政府の合意を得る必要がある審査対象は、一定の機微（sensitive）な土地、土地以外の重要な事業資産、及び漁業割当への投資であり、以下のようなものである。

- ・ 同法の第 1 表（Schedule 1）に定義される機微な土地（例えば、地方の 5ha を超える土地、沿岸・海底・河川・湖底を含む土地）への投資
- ・ 100 百万ニュージーランド・ドルを超える価値のある事業資産への 25%以上の所有権取得
- ・ 漁業割当投資

都市の土地の取得には何らの審査も課さない。沿岸や海底を含む土地は、面積にかかわらず同意が必要である。同意を得るために、海外投資家は、投資家テストに合格しなければならない。そこでは、性格、事業能力、資力水準などが問われる。海外投資家で、機微な土地を買いたい者は、ニュージーランドに永住する意思を持つか、当該投資がニュージーランドに利益となることを示さなければならない。漁業割当に関しても、当該投資がニュージーランドに利益となることを示す必要がある。なお、農地に関しては、当該土地がまずニュージーランド内の公開市場で売りに出されていないければ、同意を与えないこととされている。2002 年 8 月～2008 年 8 月までの間、1,609 件が審査され、拒否されたのは 33 件で、機微な土地に関するものであった（WTO (2009a)）。

外国所有の企業に、ニュージーランド企業に課されるものを超えて、実績要件（performance measures）が課されることはない。ニュージーランドへの資金の移転、移出や、利益を本国に送金することには何らの制限もない。

3. 貿易

(1) 貿易政策・制度と貿易状況

1) 貿易政策・制度⁽⁷⁾

ニュージーランド政府は、貿易障壁を無くし、生活水準を上げることを貿易政策の目標としており、WTO、地域、二国間、それぞれにおいて自由貿易を追求している。

ウルグアイ・ラウンド等の国際合意だけでなく、1980年代以降の経済改革の一環として一方的引き下げも行っており、輸入関税率は低下を続けている。実行 MFN 関税率は、4.1% (2001 年) から、2.5% (2008 年) へ低下した。農産物の関税率の方が製造業よりも低く、WTO の定義による農産物の実行 MFN 関税率は 1.8% である。

関税は、従価税 (0%, 5%, 又は 12.5%) と、6 種の特定関税率からなり、約 58% のタリフラインが関税率ゼロ、約 36% で関税率 5% である。特定関税率の対象は、酒類と衣類・履物であり、従価税換算での関税率は酒類で 1~2%, 衣類・履物で 15.84% である (いずれも、2008 年 10 月 1 日現在)。

輸入制限・禁止は無く、輸入免許制度も無いが、動植物検疫措置は厳格である。関税割当 (TRQ) は、リンゴ、ナシ、ホップ、トウモロコシについて制度があるものの、枠外関税率がゼロとなっているため実質的には機能していない。

健康・安全性、国際的義務を理由とするもの、食肉など相手国からの要請によるものを除いて、輸出制限は存在しない。

かつては法定販売ボードが国内市場、輸出市場に関して販売独占権を持ったり、販売調整を行っていたが、法定販売ボードはすべて廃止され、販売や輸出といった商行為の独占権はほぼ完全に解体された。ただし、国家貿易 (STE) としてキウイフルーツの輸出独占のみが存続している。輸入国家貿易は存在しない。

このような開放度の高い貿易体制をとっているニュージーランドは、これまでのところ WTO の紛争解決手続きで被申立国となったことがない (末尾の第 12 表)。

2) 貿易状況

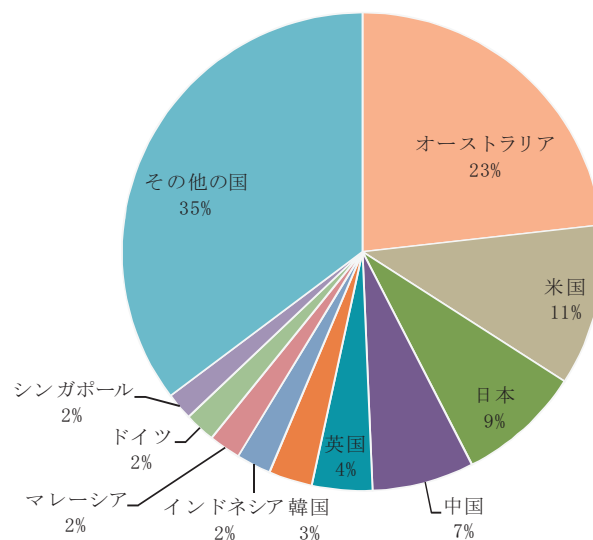
ニュージーランドのサービスを含めた輸出額・輸入額の合計は GDP の 6 割近くに達しており、ニュージーランド経済にとって貿易は極めて重要である。2008 年度の財の総輸出額が約 433 億ニュージーランド・ドル、総輸入額が約 481 億ニュージーランド・ドルである。過去 5 年程度をみると、輸出額は輸入額を 10~15% 程度下回っており、輸入超過が続いている。主要輸出品目は、農産物、化石燃料、林産物、機械、アルミニウムなどであり、主要輸入品目は、化石燃料、機械、乗り物、電気機械、プラスチック、光学機器などである。

輸出の中心をなすのが農林産物である。農業の生産性は、製造業、サービス業に比べて低いが、総要素生産性の伸び率は他産業を上回る (1998 年以後、経済全体では年平均 0.9% の生産性上昇なのに対し、農業は 1.8% の上昇)。このため、農業部門は国際競争力が強く、

2007 年度の財の輸出総額 36,657 百万ニュージーランド・ドル（再輸出を除く。）のうち、23,488 百万ニュージーランド・ドルが農林産物であり、輸出全体の 3 分の 2 を占めている。

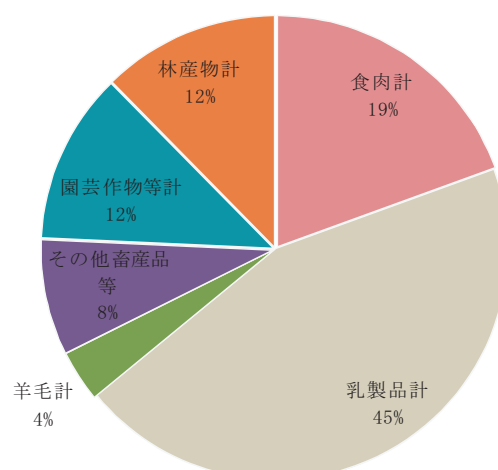
輸出先としては、オーストラリアが最大で 23%のシェアを占め、次いで米国（11%）、日本（9%）、中国（7%）である（第9図）。ちなみに輸出と輸入を合計した貿易総額では、第1位はやはりオーストラリアであるが、中国が第2位、次いで、米国、日本の順となる。

対日貿易では、輸出が 33 億ニュージーランド・ドル、輸入が 40 億ニュージーランド・ドルであり、輸出では乳製品や牛肉、キウイフルーツなどの農産物やアルミニウムが多く、自動車、石油製品、機械等を多く輸入している（2007 年度）。



第9図 輸出に占める主要輸出先国のシェア（2007 年度）

出典：Statistics New Zealand, Overseas Merchandise Trade より作成。



第10図 農林産物輸出に占める主要品目のシェア（2007 年度）

出典：農林省資料より作成。

第10図は、農林産物の輸出額の主要品目別構成を示したものである。輸出の中心は、乳製品、食肉であり、羊毛、その他畜産品と合わせて農林産物輸出の4分の3を占めている。食肉（主として牛肉、羊肉）の輸出先は、EUが最も多く、北米、北アジアがそれに次ぐ。また、穀物に関しては輸入依存であり（第3表）、主要な輸入先はオーストラリアである。

（2）ニュージーランドの FTA

外務貿易省の業務推進方針⁽⁸⁾によると、貿易に関しては、その拡大を通じてニュージーランド経済の発展に貢献することを目指し、貿易自由化のための交渉や、貿易・投資の促進に努めるとしている。貿易交渉について、WTO ドーハラウンド交渉での市場アクセス改善を図るとともに、アジアに焦点を当てて交渉し自由貿易協定（FTA）のネットワーク構築に取り組むとされている。

第4表 ニュージーランドの FTA 一覧（2009 年 12 月現在）

名称ないし相手国名	現状	経緯等	概要
オーストラリア	締結済み	1983年1月1日発効	1990年までに全ての関税を撤廃。
シンガポール	締結済み	2001年1月1日発効	発効日から全ての関税を撤廃。
タイ	締結済み	2005年7月1日発効	ニュージーランドは2015年1月1日までに、タイは2025年までに、全ての関税を撤廃。
太平洋戦略パートナーシップ協定（TPP又はP4）	締結済み	2006年1月発効（国により若干異なりニュージーランドは5月発効）	ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポール間で2017年までに全ての関税撤廃（シンガポールは発効即時撤廃、ブルネイ、NZは2015年まで、チリは2017年までに撤廃）。ただし、チリの砂糖は他の3カ国の貿易余剰分についてのみ撤廃、ブルネイの酒・タバコは宗教上等の理由で撤廃から除外。
中国	締結済み	2008年10月1日発効	ニュージーランドは2016年までに全ての関税を撤廃。中国は2019年11月までに96%の関税を撤廃。
アセアン・オーストラリア・ニュージーランド	署名済み	2009年2月署名	遅くとも2010年1月1日までに発効予定。2025年までに、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールは全ての関税を、ブルネイ、タイ、マレーシアは95%以上、フィリピン、インドネシア、ベトナムが90%以上、カンボジア、ラオス、ミャンマーが85%以上のタリフラインの関税を撤廃。
マレーシア	署名済み	2009年10月26日署名	発効後7年で関税を撤廃。ただし、マレーシアは、酒・火器・牛乳等を除外。
湾岸協力理事会(GCC)	交渉中	2009年10月31日大筋で合意	2010年前半に署名の見通し。
香港	交渉中	2009年11月13日大筋で合意	2010年3月頃署名の見通し。
韓国	交渉中	2009年6月交渉開始	2009年3月、交渉開始に合意。

FTA の交渉対象国として、交渉中の韓国、マレーシア、香港、湾岸協力理事会（GCC）

のほか、希望として、インドとの交渉開始や、既にチリ、ブルネイ、シンガポールとともに太平洋戦略パートナーシップ協定（TPP）として締結済みの枠組みに、米国、ペルー、ベトナム、オーストラリアを加えて拡大する交渉開始が挙げられている。また、日本との EPA についての共同研究会を行うべく取り組むとしている。主要輸出先国（第 9 図）と FTA を推進するという明確な方針を有していることが窺われる。

ニュージーランドの FTA 締結、交渉の状況を整理したものが第 4 表である。

FTA はオーストラリア、シンガポール、タイ、太平洋戦略パートナーシップ協定、中国、アセアン・オーストラリア・ニュージーランド、マレーシアを締結済み・署名済みである。湾岸協力理事会（GCC）、香港とも 2010 年前半には署名の見通しとなっている。オーストラリア、シンガポール、タイとの FTA、太平洋戦略パートナーシップ協定では、関税を原則として全部撤廃することとされ、自由化のレベルが高い FTA を締結してきたが、中国、アセアン、マレーシアを相手とする FTA では、相手国に対して関税撤廃からの除外品目を認めている。

なお、中国との FTA においては、ニュージーランドが全ての関税を撤廃する一方、中国が関税撤廃から除外する品目は、穀物（10 類）15 ライン、加工穀物（11 類）10 ライン、植物油脂（15 類）19 ライン、砂糖類（17 類）6 ライン、肥料（31 類）3 ライン、繊維板・合板等（44 類）40 ライン、紙（48 類）60 ライン、カラー印刷物（49 類）10 ライン、綿（52 類）2 ライン、の小計 165 ラインが特惠扱いされることなく MFN 実行関税率が適用となる。また、羊毛（51 類）9 ラインは、関税撤廃はされないものの、ニュージーランドに対して国別関税割当（TRQ）を適用し枠内無税、枠外は MFN 実行関税率を適用することとなる。

FTA のほかにも、カナダ、英国との特惠取り決めなどがある。また、LDC50 カ国へは、2001 年 7 月 1 日から、完全無税を供与している。これにより、2009 年の平均関税率は、対オーストラリア、対シンガポール、対南太平洋諸国（SPARTECA）、対 LDC50 カ国で、それぞれ 0%、対タイで 0.9%、対カナダ 0.3%、対英国 2.4%、対中国 1.9%、太平洋戦略パートナーシップ協定で 0.9%となっている（実行 MFN 関税率の平均は、2.5%）。

（３）国家貿易企業

ニュージーランドでは、第 5 表に示すように、かつて、一定の農産物の輸出などを独占的に行う特権を持つ国家貿易企業（STE）が多数存在していた。経済改革の結果、このような独占的権限も廃止され、国内販売の独占権と輸入の独占権については、完全に廃止された。輸出独占権もほぼ解体されたが、なお、キウイフルーツの輸出について Zespri Group Limited が唯一の国家貿易企業として輸出独占的な権限を持ち、乳製品の輸出に関しては Fonterra 社が特別な権限を有している。

なお、国家貿易企業の変遷について詳しくは、末尾の第 13 表を参照されたい。

第5表 ニュージーランドの輸出国家貿易の変遷

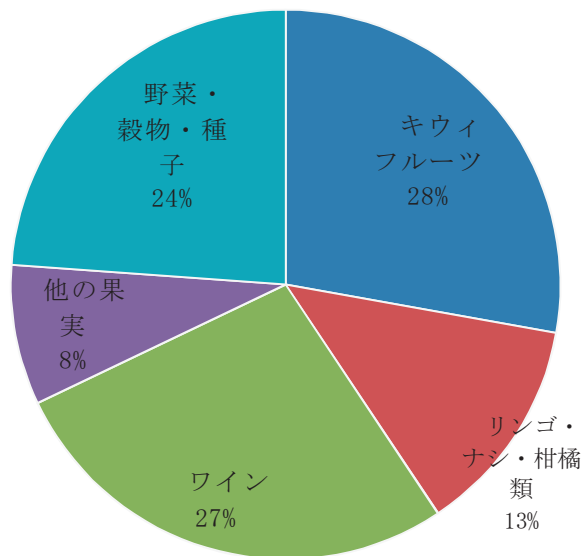
1995 年通報		2009 年通報
国貿企業等名称	対象品目	
NZ Apple and Pear Marketing Board	リンゴ, なし	—
Hop Marketing Board	ホップ	—
NZ Dairy Board	乳製品	—
Raspberry Marketing Council	ラズベリー	—
NZ Kiwifruit Marketing Board	キウイフルーツ (オーストラリア向けを除く)	Zespri Group Limited : キウイフルーツ
NZ Wool Board	羊毛	—
NZ Meat Producers Board	牛・羊・山羊・馬の肉	—
NZ Game Industry Board	鹿の肉	—
NZ Horticulture Export Authority	園芸作物	—

出典：WTO への国家貿易通報（各年）などからとりまとめ。

1) Zespri Group Limited とキウイフルーツ

ニュージーランドのキウイフルーツは、20 世紀初頭に栽培が開始され、輸出は 1953 年から始まって、1970 年代に急増した。約 38 万トンを生産し、その 9 割が輸出されており、園芸作物輸出全体の 28% をキウイフルーツが占めている（2007 年度、第 11 図）。輸出金額は 779 百万ニュージーランド・ドルで、主要な輸出先国と輸出額は、EU320 百万ニュージーランド・ドル、日本 212 百万ニュージーランド・ドル、韓国 75 百万ニュージーランド・ドル、台湾 43 百万ニュージーランド・ドルである（農林省(2008), Statistics New Zealand のデータ）。

キウイフルーツの輸出を主として担っているのは Zespri Group Limited 社である。WTO に対するニュージーランドの通報によると、2004 年以降は、同社のみがニュージーランドの唯一の国家貿易企業となっている。



第 11 図 園芸作物輸出額に占める各品目のシェア（2007 年度）

出典：農林省資料より作成。

同社の輸出独占の根拠となるのは、Kiwifruit Industry Restructuring Act 1999 及び Kiwifruit Export Regulations 1999 である。これら法令により、オーストラリア向けを除いて、ニュージーランド産キウイフルーツの輸出には政府の許可が必要とされている。そして、Zespri Group Limited 社には、この輸出許可が、自動的に、かつ、期限や数量の制限なしに与えられることとされている。同社の持つ輸出許可は排他的なものではないが、他の業者がオーストラリア以外向けにキウイフルーツを輸出する場合には、Zespri Group Limited 社と協調して輸出する許可を得ることが義務づけられている。輸出許可の不要なオーストラリア向けの輸出は 37 百万ニュージーランド・ドルであり、輸出全体の 4.7%にとどまり（2007 年度）、実質的に、Zespri Group Limited 社による輸出独占に近いものとなっている。

他方、Zespri Group Limited 社が一定の情報を公開することなどが義務づけられており、同社が出荷者とともにキウイフルーツの調達の期間と期間毎の条件を決定する際に、出荷者や潜在的出荷者を、商業上以外の理由で差別することを禁じられる。また、同社に対しては、補助金、税制優遇、低利融資、外貨への優遇アクセスなどの政府からの補助はない。

国内市場は完全に競争的であり、生産者は輸出に向けるか国内市場に出荷するかを自由に選択することができる。Zespri Group Limited 社の国内市場への関与は、輸出向け果実の調達などキウイフルーツ輸出に付随することに限られており、また、キウイフルーツの輸入は行わない。ニュージーランドへのキウイフルーツ輸入者は制限されておらず、現行の関税率はゼロである。

ニュージーランドからはキウイフルーツを世界約 50 カ国に輸出しており（Statistics New Zealand, 2007 年度）、世界のキウイフルーツ輸出に占めるニュージーランドのシェアは、輸出量で 29%、輸出額で 36%である（FAOSTAT から計算。2006 年）。2007/08 年

度に、Zespri Group Limited 社が、国内キウイフルーツ生産量の 90.8%を買い入れ、ニュージーランドのキウイフルーツ輸出の 97.7%を占めた（第 6 表）。同社は、キウイフルーツ生産者が株式を所有する会社であり、同社のホームページによると、同社への登録生産者数は 2,754、同農園数は 3,077 である。

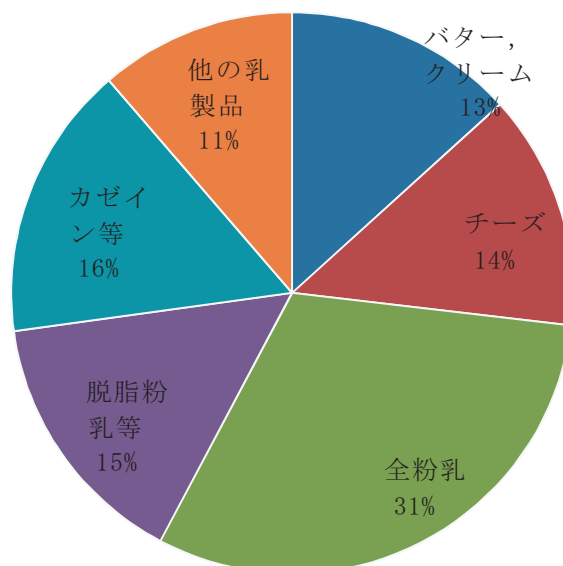
第 6 表 ニュージーランドのキウイフルーツの生産及び貿易の状況

年度	国内生産量 (千トン)	輸入量(千トン)		輸出量(千トン)		国内消費 量(千トン)	Zespri国内活動(千トン)	
		全輸入	Zespriの輸入	全輸出	Zespriの輸出		国内買入	国内販売
2001/02	262.5	0.114	—	247.475	238.648	7~9	238.648	2.009
2002/03	246.0	1.032	—	229.940	223.870	7~9	223.870	1.211
2003/04	258.0	0.901	—	238.326	234.346	7~9	234.346	1.310
2004/05	323.0	0.833	—	297.683	290.829	9~12	293.522	2.694
2005/06	335.0	0.693	—	312.667	303.563	9~12	304.808	1.247
2006/07	318.0	0.883	—	309.872	288.874	9~12	291.956	1.153
2007/08	378.0	0.697	—	348.041	340.155	9~12	343.310	2.112

出典：WTOへの国家貿易通報(2004年及び2009年)。

2) Fonterra と乳製品

乳製品はニュージーランドの最大の輸出品であり、2007 年度の輸出額は 10,500 百万ニュージーランド・ドルにのぼった。全粉乳，脱脂粉乳，チーズ等を輸出している（第 12 図）。生乳生産量では世界の 3%程度にすぎないが，その大部分を輸出していることから，輸出量は，バターでは EU を超えて世界最大，チーズでは EU に次いで世界第 2 位，脱脂粉乳では米国を押さえて世界第 1 位と，世界でも最大級である。100 カ国以上に輸出しており，南北アメリカ，北～南アジア，中東向けが多く，EU 向けは相対的に少ない。



第 12 図 乳製品輸出額に占める各品目のシェア（2007 年度）

出典：農林省資料より作成。

乳製品については、20 世紀前半の戦間期に設立された乳製品ボードが、ニュージーランド産の乳製品について排他的に輸出を行う権限を与えられていた。

2001 年に巨大酪農協同組合 Fonterra Cooperative Group（以下「Fonterra」）が発足した際、Dairy Industry Restructuring Act 2001 により Fonterra が乳製品ボードを吸収した。同法により、排他的な輸出権限については、原則として廃止され、一般の乳製品輸出に関しては、Fonterra は何ら独占的権利を持たず他の会社等と競争することとなったが、TRQ その他の制限のかかる海外市場（カナダ、EU、日本及び米国）に対する輸出については、引き続き独占的輸出免許を与えられた。なお、この改革直前の乳製品ボードの会長は、海外市場における輸出販売力の低下をもたらすなど国民の利益に反するとして、同ボードによる輸出一元管理を廃止するなどの酪農乳業分野の規制緩和に、強い反対を表明していた模様である。

2001 年の規制緩和の後も、輸出免許が必要なものとして残り Fonterra が独占していた乳製品市場は、第 7 表に示すとおりである。ただし、EU については輸出免許の対象となるのは、枠内部分のみである。同表では、それぞれの市場のニュージーランドの割当枠や 2007 年度輸出実績を合わせて示している。

第 7 表 輸出免許にかかる乳製品の状況（2007 年度）

(トン, %)

輸出先国	対象品目	NZ国別TRQ枠	輸出実績	枠内税率	枠外税率
カナダ	バター (HS040510)	枠は無い	3,008	298.5%又は11.38c/kg	
EU	バター (HS0405)	76,667	99,049	66	144
EU	チェダーチーズ	7,000	26,488	42	97
EU	加工用チーズ	4,000			
米国	チェダーチーズ	8,200	26,517	12	84
米国	低脂肪チーズ	1,000			
米国	特定されないチーズ	11,322			
米国	アメリカタイプのチーズ	2,000			
日本	チーズ	枠は無い	69,722	22.4～40.0	
日本	調製食用油脂	11,550	22,527	25	29.8%+1,159円/kg
ドミニカ共和国	粉乳	不明	3,519	40～56	

出典: WTO 関税スケジュール, Dairy Industry Restructuring Act 1999, UNComtrade からとりまとめ。

注 1) EU, 米の関税率は Rae 他 (2006), New Zealand's Agricultural Exports to Quota Markets による平均値。

2) 輸出実績は UNComtrade の 2007 年の値。ただし、EU については上記 Allan Rae 他による EU15 の 2005 年の値。

3) チーズ輸出実績はチーズ全体 (HS0406) の数値。

4) 調製食用油脂輸出実績は、HS210690 全体の輸入 (ニュージーランドへの国別割当対象以外の品目を含む)。

5) 粉乳輸出実績は HS0402 全体の数値。

2007 年度のニュージーランドの乳製品輸出量は 2,168 千トンであった（バター 356 千トン、全粉乳 669 千トン、チーズ 302 千トン、混合材料 (ingredients) 199 千トン、全粉乳 669 千トン、カゼイン 192 千トン、他の製品 147 千トン）（農林省 (2008)）。このうち、2001 年の輸出国家貿易廃止後も Fonterra が独占的免許を有していた部分（第 7 表の「輸出実績」の合計値から、対 EU の枠外輸出を除いたもの）は、205 千トン程度であるから、輸出の

大部分については、輸出免許が不要になったことになる。しかしながら、第7表に示されるように、ニュージーランドにとって有利な条件で輸出できる枠内市場について、Fonterraの輸出独占権が残っていた。

この独占権を付与された Fonterra は、そのホームページ他によると、約 11,000 人の酪農家により所有される協同組合である。2001 年 7 月にニュージーランドの 2 大酪農協同組合（乳業メーカー）である New Zealand Dairy Group と Kiwi Co-operative Dairies が合併して成立したが、2000 年末時点でこの 2 大酪農協同組合で業界シェア 95%を有していた（小規模 2 社（Tatua と Westland）が残る 5%を保有）。国内の 96%の酪農家を代表し、ニュージーランドに 24、オーストラリアに 10、その他世界に 50 の拠点をもち、世界の 140 の市場で活動している。

Fonterra は、ニュージーランド産生乳の 94%を集荷している（2007 年度。第 8 表）。Dairy Industry Restructuring Act 2001 により、農家は Fonterra に加入・脱退することで不利益を被らないことが規定され、Fonterra の株主農家であっても、その生産乳の 2 割まで Fonterra 以外の業者に売ってもよいとされ、また、Fonterra が長期契約により生産者を縛ることが制限されている。

第 8 表 ニュージーランドの乳固形分の生産量等 (千トン)

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
生産量	1,213	1,270	1,314	1,272
Fonterra 集荷量	1,160	1,210	1,246	1,192

出典：生産量は農林省“Situation and Outlook for New Zealand Agriculture and Forestry 2008.8.

Fonterra 集荷量は、同社 Annual Review 2008.

注. 年度は 5 月 31 日までの 1 年間.

2001 年の規制緩和の後、更に、2007 年 12 月になって Dairy Industry Restructuring Act 2001 が改正され、特定の海外市場について残っていた独占的輸出免許についても、2010 年までに順次廃止されることとなった。

第 9 表 当初の権利が期限切れになったら制限がなくなる市場

輸出先国	対象品目	期限切れ時期
カナダ	バター（枠とは無関係）	2007.7.31
米国	チェダーチーズ、低脂肪チーズで NZ の国別 TRQ 枠外のもの	2008.12.31
米国	特定されないチーズ、アメリカタイプのチーズで NZ の国別 TRQ 枠外のもの	2009.12.31
日本	加工向けチーズ等（枠とは無関係）	2010.3.31

注 1)EU 向けバター、チーズの枠外は、2007 年の制度改革前から、輸出免許が不要な市場である。

2)日本向けチーズで、直接食用となる 3kg 以下の個包装のもの等は、2007 年の制度改革前から輸出免許不要。

第 10 表 当初の権利が期限切れ後も免許が必要な市場 (Fonterra 以外も免許受け得る)

輸出先国	対象品目	期限切れ時期
EU	バター, チェダーチーズ, 加工用チーズ で NZ の国別 TRQ 枠内のもの	2007.12.31 その後, 2008.12.31, 2009.12.31, 2010.12.31 の 1 年ごとに 4 分 の 1 ずつ移行。
米国	チェダーチーズ, 低脂肪チーズで NZ の 国別 TRQ 枠内のもの	2008.12.31
米国	特定されないチーズ, アメリカタイプの チーズで NZ の国別 TRQ 枠内のもの	2009.12.31
日本	調製食用油脂 (NZ の国別 TRQ の枠内・ 枠外とも)	2010.3.31
ドミニカ共和国	粉乳 (NZ の国別 TRQ の枠内・枠外とも)	2007.6.30

特定海外市場の取扱いとは 2 つに分かれ、Fonterra の当初の独占権が期限切れとなった場合、輸出免許が不要となるもの（第 9 表）と、当初の独占権の期限切れ後も輸出免許が必要であるが Fonterra の独占的免許ではなくなるもの（第 10 表）とがある。

独占権廃止後は、後者（第 10 表）の市場向けの輸出免許が、様々な乳業会社に割り当てられる。この結果、2008 年においては、Fonterra のほか、Open Country Cheese Company, Westland Co-operative Dairy Company 及び Tatua Co-op Dairy Company の 4 社がこれらのアクセスを分けており、2009 年には更に、New Zealand Dairies Limited 及び Synlait Limited の 2 社が加わると考えられている。割当は、農林大臣が適格性基準に基づき行う。ニュージーランド産の乳製品で輸出登録されたものの 0.1% 以上（乳固形分ベース）の法的権利を入手した者が適格性を有し、免許は、乳固形分のシェアに応じて配分され、また、適格性のある者の間で取引可能である（WTO(2009a)）。

なお、2010 年以後も輸出免許が必要とされる市場（第 10 表）に関しては、EU 向け及び米国向けは、TRQ 枠内のみが輸出免許の対象で、枠外については免許が不要であるのに対し、日本向けの調製食用油脂（HS2106.90）及びドミニカ共和国向け粉乳については、期限切れ後も枠内・枠外ともに規制の対象となっている。当該年の TRQ 枠が埋まるまでは、枠外の輸出は制限されるが、枠外については、適格者に対し量に制限のない免許を出すことができることとされている。

第 11 表は、2007 年の新たな規制緩和による変化を示そうとするものである。バター及びチーズについては、枠内のみが輸出免許の対象となり、枠外については輸出免許が不要になったことで、2007 年度に輸出免許が必要であった輸出実績のうち、チーズについては約 7 割が免許なしで輸出できることとなる。その大部分は日本向けのチーズである。しかし、日本向けの調製食用油脂及びドミニカ共和国向けの粉乳については 2010 年以後も、枠内・枠外ともに免許が必要であり、バターも免許不要となる部分のごく一部にすぎない。全体としては、重量ベースで、従来 Fonterra の独占免許であった部分の輸出実績量の 3 分の 1 程度が免許不要となるにとどまる。ただし、2007 年までとの大きな違いは、繰り返し

になるが、2010 年以後の輸出免許は Fonterra の独占ではなくなることである。

第 11 表 2010 年以後の特定市場の変化

(トン)

品目	対世界 輸出実績 (2007年)	2007年以前		2010年以後	
		要免許枠等	要免許輸出 実績 (Vp)	要免許枠等 (Vq)	自由化分 (Vp-Vq)
バター	381,714	76,667+カナダ向け	79,675	76,667	3,008
チーズ	322,504	33,522+対米枠外+日本向け	107,239	33,522	73,717
調製食用油脂	114,112	11,550+枠外	14,743	11,550+枠外	0
粉乳	979,049	不明+枠外	3,519	不明+枠外	0

出典:WTO関税スケジュール, Dairy Industry Restructuring Act 1999, UNComtradeほかからとりまとめ。

注 1)品目の対象範囲が異なるため、実績値には農林省の数値と差がある。

2)日本向けチーズは、もともと自由化されている部分を区分できないため全量を2007年以前の要免許枠に計上している。

以上のように、2010 年以後は、乳製品輸出についての Fonterra の独占的な輸出免許は完全に消滅するわけであり、既に 2008 年以後、順次特定市場向けの輸出免許が Fonterra 以外の会社にも付与されてきている。しかしながら、このことによって、ニュージーランドの乳製品輸出に大きな変化が起きるかには疑問がある。

まず、残存する要輸出免許の市場について見ると、新たに Fonterra 以外の会社も輸出免許を受けられることとなったものの、輸出免許を受ける者がニュージーランドの酪農家から集められ輸出登録した乳固形分の保有割合に比例して、免許が配分される仕組みとなっている。Fonterra は、乳固形分の 94%を集荷していることから、輸出免許の大部分を得ることが想定される。例外として、免許の数量が制限されないのは、日本向けの調製食用油脂及びドミニカ共和国向け粉乳の枠外市場であるが、枠外であるから高い関税率に直面することになる。

次に、新たに免許が不要になった市場では、Fonterra 以外の会社が参入を拡大することは自由となるが、これら市場は、バターについて 3 千トンの実績しかないカナダを別とすれば、米国の枠外部分で相対的に高い関税率に直面することになる（EU の枠外部分は今次規制緩和以前から免許不要）。日本向けのチーズについては、免許不要となった意味が大きいと思われ、新たに輸出参入を図ろうとする企業も出る可能性があるものの、人がそのまま消費する個包装のチーズはもともと自由化されていたことに留意する必要がある。

以上のような新たな免許の仕組みと免許を必要としない新たな市場の実態を考えると、Fonterra がニュージーランドの酪農業者の 96%を代表し、94%を集荷する圧倒的な地位を保っている状況のもとでは、全体としては、貿易に急激な変化は生じず、これまで Fonterra 独占だった特定市場、特に日本向けのチーズ市場において、若干量の新たな輸出業者の輸出が発生する程度にとどまるのではないだろうか。

第12表 ニュージーランドのWTO紛争案件一覧

ニュージーランドが申立国となったもの：

番号及び事案	申立国	被申立国	経過	ポイント
DS35 ハンガリーによる農産品についての輸出補助金	オーストラリア、アルゼンチン、カナダ、ニュージーランド、タイ、米国	ハンガリー	1996年3月27日 申立 1997年7月30日 合意解決（ただし、正式には申立は取り下げられていない）	ハンガリーが約束表にない品目に、かつ、約束水準を超えて輸出補助金を出し、協定に違反する、とする申立 ハンガリーが、WTO義務の免除（ウェーバー）を求め、で合意解決。 日本、ウルグアイが第三国参加。
DS72 EUのバター枠のニュージーランドへの割当	ニュージーランド	EU	1997年3月24日 申立 1999年11月24日 パネル報告 1999年11月18日 合意解決	EUが、一定の製法で生産されたニュージーランド産バターを、ニュージーランドの国別割当枠の対象外と分類したことに、ニュージーランドが反対。 EUが、同バターをニュージーランド枠の対象とする規則改正を行い、合意解決。 米国が第三国参加。
DS93 インドによる農産品、繊維、工業製品の輸入数量規制	ニュージーランド	インド	1997年7月16日 申立 1998年12月11日 合意解決	オーストラリアの申立（DS91）と同一内容。インドが輸入数量規制を撤廃することで、相互に合意して解決
DS113 カナダによる乳製品輸出に影響を及ぼす措置	ニュージーランド	カナダ	1997年12月29日 申立 1999年5月17日 パネル報告 1999年10月13日 上級委報告 2001年7月11日 履行状況パネル報告 2001年12月3日 履行状況上級委報告 2002年7月26日 第2次履行状況パネル報告 2002年12月20日 第2次履行状況上級委報告 2003年5月15日 合意解決	カナダの乳製品輸出補助金が農業協定等に違反すると、米国、ニュージーランドが主張。 パネルは、カナダの協定等違反を報告。上級委では、パネル報告を一部覆したがカナダの違反を報告。 履行状況パネルは、カナダが約束水準を超える輸出補助金を出し、協定違反と報告。履行状況上級委は分析困難としてパネルの報告を覆す。 米、ニュージーランドが第2次履行状況パネルを求め、パネルはカナダの措置が協定違反と報告。第2次履行状況上級委は、これを支持。 2003年5月、カナダ、米国、ニュージーランドが相互に合意して決着（カナダが問題とされた措置の廃止等を行いニュージーランドは要求を取り下げ）。

DS177 米国によるニュージーランド産羊肉の輸入に対するセーフガード	ニュージーランド	米国	1999年7月16日 申立 2000年12月21日 パネル報告 2001年5月1日 上級委報告 2001年6月20日 米国が履行意思を報告	アルゼンチン, オーストラリア, EU, 日本, メキシコ, 米国が第三国参加。 オーストラリアの申立 (DS178) と同内容。米国が1999年7月, TRQの形でセーフガードを導入したのがセーフガード協定違反と申立。 パネルは, 申立側は深刻な被害等の米国の調査方法の不備の証明に不十分な点もあるとしつつ, 米国の協定違反を報告。上級委もこれを維持。 オーストラリア, カナダ, EU, アイスランド, 日本が第三国参加。
DS258 米国による一定の鉄鋼製品輸入に関するセーフガード措置	ニュージーランド	米国	2002年5月14日 申立 2003年7月11日 パネル報告 2003年11月10日 上級委報告 2003年12月10日 米国が履行を報告	米国が鉄鋼製品のセーフガード措置として関税率引上げ等を行ったのをセーフガード協定違反と申立。 パネルは, 米国の10のセーフガード措置を違反と報告。上級委もこれを支持。米国は, 問題の措置を2003年12月4付けで廃止したと報告。 ブラジル, カナダ, 中国, 台湾, キューバ, EU, 日本, 韓国, メキシコ, ノルウェー, スイス, タイ, トルコ, ベネズエラが第三国参加。
DS367 オーストラリアによるニュージーランド産りんごの輸入に関連する措置	ニュージーランド	オーストラリア	2007年8月31日 申立 2008年1月27日 パネル設置	オーストラリアのニュージーランド産りんご検疫措置が, SPS協定に違反しているとして, WTO違反を申立て。協議には, 米国とEUも参加。 2007年12月6日, ニュージーランドがパネル設置を申請し, パネル設置。 チリ, EU, 日本, パキスタン, 台湾, 米国が第三国参加の権利を留保。

ニュージーランドが被申立国となったもの： 該当無し

出典：WTO ホームページ (<http://www.wto.org>) の情報からとりまとめ。

第13表 ニュージーランドの輸出国貿易の変遷一覧（農林水産物）

1995年通報			変遷・経緯等	2009年5月通報時点 の国家貿易
国貿企業等名称	輸出独占の根拠法	対象品目		
New Zealand Apple and Pear Marketing Board	Apple and Pear Marketing Act 1971	リンゴ、なし	1948年 設立 1994年1月1日 国内販売及び輸入の独占権を廃止 1999年9月 Apple and Pear Industry Restructuring Act成立し会社化（ENZA Limited社が2000年4月1日設立） Apple and Pear Export Regulations 1999により、自動的に輸出権限を有することとされる（同社だけが輸出権限を持つものではない） 2001年 ENZA社の輸出管理権廃止	—
Hop Marketing Board	Hop Marketing Regulations 1939	ホップ	1939年設立 1995年1月1日 輸入独占権を廃止 2004年頃 会社化(New Zealand Hop Limited)し輸出独占権を廃止	—
New Zealand Dairy Board	Dairy Board Act 1961	乳製品	1925-27年 設立 2001年 Dairy Industry Restructuring Actにより会社化（Fonterraの子会社に）し、排他的輸出権限を原則として廃止。 TRQなど制限のある市場向けに残っていた排他的輸出免許を、2007年の改革により、2010年までに順次廃止。	—
Raspberry Marketing Council	Raspberry Marketing Regulations 1979	ラズベリー	1979年設立 1999年 Raspberry Marketing Regulations撤廃され、	—

			ラズベリーの購入と販売管理する権限を廃止		
New Zealand Kiwifruit Marketing Board	Kiwifruit Marketing Regulations 1977	キウイフルーツ（オーストラリア向けを除く）	1988年設立 2000年4月1日 Kiwifruit Industry Restructuring Act 1999により新組織(Zespri Group Limited。株は生産者に配分)に移行。1999 Kiwifruit Export Regulationsにより，自動的に輸出権限を有することとされる（同社だけが輸出権限を持つものではない） 他の業者がZespriと協調して輸出する申請をする と，独立の監督機関であるKiwifruit NZが，これを審査して輸出許可を給付する	Zespri Group Limited：キウイフルーツ（オーストラリア向けを除く）	
New Zealand Wool Board	Wool Industry Act 1977	羊毛（自らは輸出・販売を行わず輸出免許を付与）	1944年設立 1997年Wool Board Actにより輸出に関する権限廃止 同ボードはその後，羊毛生産者からの課徴金で研究等を実施 2004年 Meat and Wool New Zealand Limitedに移行	—	
New Zealand Meat Producers Board		牛・羊・山羊・馬の肉（自らは輸出・販売を行わず輸出免許を付与）	1921-22年設立 1997年 Meat Board Actにより輸出に関する権限廃止 名称はNew Zealand Meat Boardになり，食肉生産者からの課徴金で研究等，TRQの輸出先への割当を実施 2004年 Meat and Wool New Zealand Limitedに移行	—	
New Zealand Game Industry Board	1985 Game Industry Board Regulations	鹿の肉（自らは輸出・販売を行わず輸出免許を付与）	1983年設立 1999年 Animal Products Actにより輸出免許を付与する権限廃止	—	

New Zealand Horticulture Export Authority	Horticulture Export Authority Act 1987	園芸作物（自らは輸出・販売を行わず輸出免許を付与）	同ボードはその後、生産者からの課徴金で研究等を実施 2004年 Deer Industry New Zealandに移行	
		園芸作物（法定の15種類）が対象。		—

出典：ニュージーランドのWTOへの通報（1995年、1996年、2001年、2004年及び2009年、並びにその補足通報）ほか。

- 注 1) ニュージーランドによる最も古い通報として、1995年の通報を用いた（ただし、New Zealand Horticulture Export Authority についてはその後の通報から補足した）。
2) 輸入独占権は1995年までに全て廃止されたが、1995年通報時点では、ホップには国内市場独占権が、乳製品には国内価格を調整する仕組みがあった。
3) 改革が行われてきた結果、2009年現在では、キウイフルーツについてのみ国家貿易企業として通報されている。

- 注（１）この部分の記述は、主として和田（2000）及び Statistics New Zealand（2006）によった。
- （２）この項の記述は、主として Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008a), 菊地（1998）によった。
- （３）以下、この項の記述は、主として Walker, A. B 他（1993）及び Smith (2004)によった。補助類型と補助の例については, Choi(2001), Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008b), Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008c), 財務省(1984), Reserve Bank (1984), Vitalis (2007)も参考とした。
- （４）ニュージーランドの 1989 年財政法の規定により、各省は、毎年度、今後数年間の業務推進方針（Statement of Intent）を担当大臣に提出する。これを、担当大臣が国会に提出するとともに、各省は公表を行う。2009 年 4 月公表の農林省の業務推進方針は 2009～2012 年を対象期間としている。
- （５）厳密には、17 番目の region として「Chatham Island」がある。ニュージーランド本島から東方海上にある離島で、肉牛と羊の牧畜が若干あるほかには農業はほとんど行われていない。
- （６）同じ 2008 年度の林業、水産業の GDP は、鉱業と合わせて、3,113 百万ニュージーランド・ドルとなっている。
- （７）この部分の記述は、主として WTO(2009)によった。
- （８）注（４）を参照。2009 年 5 月公表の外務貿易省の業務推進方針は 2009～2012 年を対象期間としている。

[参考文献等]

- 大宮 僕一，大浦 一郎（1995）『ニュージーランドの財政金融』，東京，世界書院。
- 菊地 俊夫(1998)，『グリーンパラダイスの光景 農業先進国ニュージーランドの牧歌的風土』，東京，開成出版。
- 財務省(1984)，“Fertilisers”，<http://www.treasury.govt.nz/publications/briefings/1984ii/big84ii-7.pdf>，2009.7.15 アクセス。
- ジョナサン・ポストン，ポール・ダンジール，スーザン・セント・ジョン編，芝田英昭，福地潮人監訳（2004）『ニュージーランド 福祉国家の再設計 ー課題・政策・展望』，京都，法律文化社。
- 日本ニュージーランド学会編（1998）『ニュージーランド入門』，東京，慶應義塾大学出版会。
- 農畜産業振興機構(2001)，「海外駐在員レポート」，『畜産の情報 月報海外編』2001年6月号。
- 農畜産業振興機構(2000)，『ALIC Weekly』，2000年4月。
- 農畜産業振興機構(1999)，『ALIC Weekly』，1999年10月。
- 農林省（2008a），*Annual Report 2007/08*。
- 農林省(2008b)，*Situation and Outlook for New Zealand Agriculture and Forestry*。
- 山田 宏，中田 宏，長浜 博行（1996）『ニュージーランド行革物語 国家を民営した国』，東京，PHP 研究所。
- 和田 明子(2000)『ニュージーランドの市民と政治』，東京，明石書店。
- Choi Sei-Kyun（2001），“Agricultural Reform and Budget Changes in New Zealand,” *Journal of Rural Development* ,24 (Summer 2001): pp65-82.
- Evans, L. (2004), “Structural Reform: the Dairy Industry in New Zealand,” prepared for APEC High Level Conference on Structural Reform, Tokyo.
- Fonterra ホームページ，<http://www.fonterra.com/wps/wcm/connect/fonterra.com/fonterra.com/Home/>。
- Jhonson, R.W.M. (2000), *Reforming EU Farm Policy: Lessons from New Zealand*, London, Institute of Economic Affairs.
- New Zealand Government（2009），*New Zealand Economic and Financial Overview*, Wellington.
- OECD (2008), *Agricultural Policies in OECD Countries : At a Glance*, Paris.
- Parliament of Australia (2005), *Compulsory Voting in Australian National Elections*.
- Rae, A., Strutt, A., Mead, A., (2006), “New Zealand’s Agricultural Exports to Quota Markets”, Agricultural Policy Discussion Paper No. 21, Department of Applied and International Economics, Massey University, Palmerston North.
- Reserve Bank (1984), “The 1984 Budget,” *Reserve Bank Bulletin*, Vol. 47, No.11, pp594-597, Wellington.
- Smith, Willie.(2004), “Revolution or Evolution? New Zealand Agriculture Since 1984”, *Geo Jouranal* Volume 59, Number 2, Netherlands, Springer.
- Statistics New Zealand (2006), *New Zealand Official Yearbook 2006 (105th Edition)*, Wellington, David Bateman Ltd.
- Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008a), “Government and agriculture,” <http://www.TeAra.govt.nz/TheSettledLandscape/FarmingSupportServices/GovernmenAndAgriculture/en>.
- Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008b), “Limestone,” <http://www.TeAra.govt.nz/EarthSeaAndSky/MineralResources/RockLimestoneAndClay/en>.
- Te Ara Encyclopedia of New Zealand (2008c), “Rabbits,” <http://www.teara.govt.nz/TheSettledLandscape/IntroducedPlantsAndAnimals/Rabbits/7/en>.
- Vitalis, Vangelis (2007), “Agricultural subsidy reform and implications for sustainable development: the New Zealand

experience,” *Journal of Integrative Environmental Sciences*, Volume 4, Issue 1, pages 21-40.

Walker, A. B., Bell, B., Ellitt, REWE (1993), *Aspects of New Zealand' Experience in Agricultural Reform Since 1984*,
<http://www.maf.govt.nz/mafnet/rural-nz/profitability-and-economics/structural-change/reform-of-nz-agriculture/httoc.htm>
(2009.6.11 アクセス).

World Bank (2009), *Doing Business 2008 Report*, <http://www.doingbusiness.org/economyrankings>.

WTO (2009a), *Trade Policy Review Report by the Secretariat: New Zealand* (WT/TPR/S/216).

WTO (2009b), G/STR/N/12/NZL (ニュージーランドによる国家貿易企業の通報文書) .

WTO (2004), G/STR/N/10/NZL (ニュージーランドによる国家貿易企業の通報文書) .

WTO (2003), *Trade Policy Review Report by the Secretariat: New Zealand* (WT/TPR/S/115).

Zespri ホームページ, <http://www.zespri.com/about-zespri/faqs.html>.